

## 令和2年度第3回古賀市障害者施策推進協議会 会議録

日 時：令和2年12月16日（水）19：00～20：30

場 所：サンコスモ古賀201・202 研修室

参加者：委 員：山崎委員（会長）、大塚委員、緒方委員、小口委員、加藤委員、  
北崎委員、松崎委員、三苫委員、山下悦子委員、山下実夫委員  
藤井委員

（欠席：占部委員、川島委員、三島委員、堀内委員）

傍聴人：0名

事務局：野村部長、川上課長、澤木係長、村山主事

### 《開会宣言》

15名中、4名が欠席。出席が11名となり、過半数を超えているため、本協議会成立。

### 1. 「第4期古賀市障がい者基本計画【素案】」について

会長：素案の内容について、変更箇所を示した一覧表が配布されている。内容について、ご意見をお願いしたい。

事務局：事務局から1点補足説明をさせていただく。37ページの部分について、「出生前診断により出生をあきらめた方へのケア」について計画で触れたらどうかというご意見があった。事務局で検討の結果、必要なこととは思うが、出生前診断そのものについても賛否が分かれているところであり、行政として、現時点で障がいの計画に盛り込むのは難しいと判断した。ただ、これは事務局としての意見であるので、みなさまで審議いただき、盛り込むべきということであれば、再検討したいと思っている。

委員：35ページのところで、前回の意見の言い方が悪かったのかもしれないが、今回、意思決定支援と、意思疎通支援がまとまって、意思疎通支援となっている。しかし、意思決定ができてはじめて意思疎通支援であると思うので、意思決定が難しい方には、やはり意思決定支援が必要だと思う。意思決定と意思疎通は違うものだと思う。

会長：事務局の考えは。

事務局：前回案で、「意思決定ガイドライン」を周知していく、という方向性を示していたところ、「合理的配慮ガイドブック」の方が、障がいごとの対応等もあってわかりやすいのではないかというご意見をいただいた。意思決定をして、それを表出する、という一連の流れを、意思疎通支援という項目でまとめたところであった。今回まとめるにあたっては、具体的な冊子名は出さずに方向性を示し、手段としては、そういったものを使用しながら推進していく、という形にしている。

会長：前回の意見は、「意思決定ガイドライン」よりも「合理的配慮ガイドブック」の方がより具体的に書いてありますよね、という意見であったかと記憶している。意思決定支援の記載をやめるということではなかったかと思う。意思決定支援と意思疎通支援は違うのではないか。

事務局：事務局の方で、前回意見をうまくくみ取れておらず、申し訳なかった。次回までにまた修正案を作成したい。

会長：意思決定ができるようなツールを活用していく、という内容を付け加える方向での修正がいいかと思う。意思疎通は意思疎通でまた別かと思う。そういう意見でよろしいか。

委員：現場レベルでは、まず、本人が経験、体験を積み重ねていきましょう、ということ、そしてそれに基づいて意思決定し、それを表出をできるようになりましょう、意思表出が難しい人については、支援者がそれをくみ取っていきましょう、というのが、意思決定の支援である。意思決定支援とは、何をしていけばいいのか、というときには、この2つの軸であると思う。

事務局：「意思決定ガイドライン」の記載内容も再確認し、修正案を作成したい。

会長：6ページの、「しかしながら、昨今」とあるが、この「昨今」は、アンケートからきたことではないかなと思う。また、同じ文章に、「ひきこもり」「高齢者の介護」等の記載があるが、複数の課題を抱えた人がいるということか。

事務局：一人の人が複数の課題を抱えている、という場合もあるかと思うが、世帯の中に、複数の困りごとがある、ということも含んでいる。

会長：それは「昨今増えている」と考えていいのか。

事務局：「昨今増えている」のかと言われれば、比較データはない。ただ、自分たちが障がい福祉サービスの決定をするときに、その世帯の状況も判断材料としてみるのだが、例えば、障がいのある方を支えるキーパーソンの方が、他に高齢の親ごさんの介

護もして、障がいのある方の支援だけに力を注げる状況でなかったり、さらにそこで生活困窮のため障がい福祉サービスの利用料も滞納していたりというケースは、時折あることではある。

会長：実態として、今現在あるとは言えるということは理解した。文面がちょっとわかりにくいと思う。

事務局：次回また修正案を作成したい。

会長：28ページ、社会参加の、「障がい当事者同士、またその家族同士の交流が障がいのある人が地域で暮らしていくために重要」と記載されているが、交流の効果について、障がい当事者にとってのプラス効果のみとなっていて、家族同士が支え合ったり、相談しあったりなど、家族同士が交流することによるプラス効果の記載がないように思うので、追記が必要ではないかと思う。

事務局：次回また修正案を作成したい。

委員：直接今回の計画策定には関係がないかもしれないが、皆さんに聞いていただきたいことがある。前回、民生委員さんの方から、支援拒否をされてなかなかつながらないというお話があったが、支援拒否をされている世帯のことを市が把握しているのだろうかと思った。支援拒否というのもひとつの回答と考えているが、支援拒否していない家庭よりも、拒否されている家庭の方が、実は8050問題などを抱えていたり等、リスクの高い家庭である場合があって、そういう家庭こそ、訪問調査の継続が意義のあることではないか考える。急に「障がいのある方がいらっしゃるから」と行くと、拒否をされるかもしれないが、その親御さんが高齢であれば、高齢者ということでその親御さんに関わっていってれば、少なくともその親御さんは孤立しないし、障がいのある子どもさんのことで困ったときは、支援を求めることもあるかと思う。「世帯」として見守っていくことができればいいなと思ったところである。

また、障がい児者親の会として、今年はコロナで活動がほとんどできなかったの  
で、会員向けにアンケート調査を行った。集計中ではあるが、何かお役に立てるかと思  
い、意見を紹介させていただく。

- ・親も体調が良くないので、急に子どもが一人になる可能性がある。子どもには話しているが、多分理解できていない。
- ・子どもが仕事をしていたが辞めてしまった。コロナ禍でもあり、次の就職先があるのか心配。
- ・生活のための仕事と、障がいのある子の世話と、認知症のある80代の両親の介護・見守りとの両立が難しい。
- ・コロナに関して、子どもにマスクの必要性を理解させるのが難しい。
- ・親がなくなったあとに向けて、子どもにどんな準備をしたらよいかわからない。

・知的障がいや自閉症のある子どもさんについて、1年間の行事の流れを把握しているので、コロナ禍で新年会やバスハイクなどがなくなって混乱している。  
また、集計が終わったら市の方にも何らかの形で報告したいと思っているが、途中段階の意見をご報告させていただいた。ご参考になればと思う。

会長：ありがとうございます。冒頭に指摘のあった、支援を拒否する人ほど、実は見守りが必要なケースである場合もあるということであったが、こういった内容は、この計画のどこかに記載があるか。

事務局：具体的な取り組みとはなっていないかもしれないが、36ページの④で、地域における支援体制づくりとして記載しているところ。民生委員さんのお力を借りての見守りなど、顔の見える範囲でのつながりを作っていただくということは、今後において大切なことだと考えている。

会長：今、事務局から発言のあった内容を、もう少し計画に盛り込んではどうか。

委員：ちょっと内容がそれるかもしれないが、前回のこの協議会の会議のあとに、民生委員の会議があった。そこで、今回、訪問してくれと言われていたところを急にやめることになったことについて、市から説明があったのだが、その理由は、市から障がいのある方に、こういう調査をしますという事前案内をしていなかったからということであった。実際、地域をまわっていた現状だと、「こういう目的でこういう調査をしています」と丁寧に説明すれば、障がいのある方もみんなわかってくれていた。調査を辞める必要はなかったのではと思うところ。中途半端になってしまったので、自分としては、回りたかった。1回行けば、つながりができる。民生委員も、今回、地域の障がいのある方への訪問が急に中止になり、ちょっと混乱した。そんなことがあったので、報告しておく。

会長：市からの連絡調整が十分ではなかったということか。

委員：障がいのある方には前もってお知らせしておくべきだった、というのが市としてはあるようだった。

事務局：今、委員からご発言があったのは、避難行動要支援者に関する取組で、今まで高齢者を中心に毎年訪問調査をさせていただいていたが、今回、新たに障がいのある方も含めたところ。事前に民生委員さんが訪問してよいかお伺いして了承を得てから民生委員さんに訪問してもらうべきだったが、それをせずに訪問を依頼してしまい、民生委員さんにはご迷惑をおかけした。  
現在、避難行動要支援者のプランの見直しをしており、個人情報の取り扱いについても、来年6月くらいに完成予定の新プランに沿って行っていくようにする。

事務局：委員からいただいたご意見については、この計画の上位計画である「地域福祉計画」のなかで、まさにそういった方を地域で見守っていくことが必要とうたわれていたところであるので、この計画にも、もう少し書き込む形としたい。

会長：他にないか。

ないようなので、今の内容で修正をお願いしたい。市民の方が読んで、自分たちのことも考えてくれているな、と思ってもらえるものになるといいと思うので、よろしく願います。

会長：続いて、キャッチフレーズについてに移る。

事務局：この基本計画には、今までキャッチフレーズが付いていた。施策に直接関係するものではないが、第1期・2期が同じで「出会うことから始めよう」、第3期が「出会いから 支えあい 分かちあい」であった。第4期にはこういった文言、こういったニュアンスがあるといいのではないかというご意見があれば、お伺いしたい。1・2期が同じなので、3・4期は同じがよい、というご意見でもよい。

会長：何かご意見があるか。

委員：第3期の「出会いから 支えあい 分かちあい」で、ほぼ集約されている、という感じはあるが、この計画では、「包括的」という文言がよく出てくる。市内のあちこちである「支えあい」をパートごとではなくて、今後はそれをつないでいく、ひろげていくということがあるといいかと思ったので、「わかりあい」「つながりあい」がキーワードになるのではないかと考えたので、ご参考に申し上げます。

会長：「つながり」は、今までにない言葉である。

委員：今、コロナ禍ではあるが、精神的なものも含め、「つながり」は大切かと思う。

委員：今の委員のキャッチフレーズは非常にいいと思った。まずは「知る」ということが大事で、そこから「わかりあう」「つながりあう」という包括的な部分があって、最後に「支えあう」という流れがあると、障がいの有る無しに関わらず、みんな同じ、という感じになるのではないかと思った。

委員：同じような意見になるが、この4期計画のあとにどういう状態になってほしいか、ということがあるかと思う。「共生社会」と言われていることが、実感できるような社会にしていこう、というところかと思うので、そうすると「つながりあい」は必要だと思う。

会長：極端に考えると、「古賀市の住民を誰も見捨てない」、そういった気概も必要と  
なってくるのかもしれない。今、「つながる」というキーワードが新しく出たかと思  
う。また、6年後、どういう社会になっていたいのか、「ともに」生きていくという  
ところも必要な視点かと思う。

では、4期は、キャッチフレーズは変えるということによいか。

事務局：キーワードをいただいたので、次回、案を作成し、また見ていただけたらと思  
う。

## 2. 「第6期古賀市障がい福祉計画・第2期古賀市障がい児福祉計画」について

会長：続いて、第6期障がい福祉計画のサービス量の見込についてに移る。事務局より  
説明願う。

事務局：この見込量については、「第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」  
の次期計画に係るものである。この計画に記載すべき内容の一つが、3年間の障がい  
福祉サービスの量の見込、となっており、今回その案をお示ししているところ。算出  
にあたっては、前回の策定時同様に、過去のサービス利用量の伸び率をもとにしてい  
る。この数字については、各市町村が算出し、それを足し合わせて、県の計画の数字  
にもなっている。新規の障がい福祉サービス事業所の指定権限は県が持っているが、  
そのときに、圏域のサービス量の過不足を見る参考にもなっているようだ。  
市としては、今後の見込みとして、予算の見込等に参考に利用している。

会長：何かご意見はあるか。

委員：考え方の確認をしたい。例えば重度障害者等包括支援がゼロであるのは、利用者  
がいないということか、それともこのサービスを提供できる事業者がいないというこ  
とか。

事務局：重度障害者等包括支援については、今まで利用希望がなかったので、事業所の  
有無を確認したことがない。ご指摘のとおり、利用希望があっても事業所がないと提  
供できないということはあると考えられるが、今回の量の見込みについてそこは加味  
していない。

委員：例えば共同生活援助については、日中支援型が増えるのではと予想されるところ  
だが、そういった事業所ができれば、次年度にまた量を見直すという考え方でいいの  
か。

会長：サービス種別は、国が示しているものか。

事務局：そうである。

委員：例えば就労継続支援B型の事業所を古賀市内に作りたい、という話があったときに、市内では利用希望がないとか、逆に量を満たしているから不要とか、そういう判断材料にもなるかと思う。

事務局：現在の事務の流れでは、事業所の指定権限は県が持っているが、指定する際に、設置自治体に「意見書」を求めるようになっている。B型事業所であれば、市内事業所の定員の充足状況を調べて、定員に余裕がある状態であれば市としては充足していますと意見書を出す、県は市町村単位より広い「圏域」の状況も踏まえて指定するので、現状は、古賀市が充足しているという意見書であっても、設置は認められると聞いている。

委員：そうすると、最初の重度障害者等包括支援についても、もし古賀になかったとしても、圏域で確保されているという前提で、しかし利用希望はゼロという方向で考えていいのか。

会長：A型やB型の事業所も、利用が増えれば、もっと事業所も必要ということになってくるのか。

委員：定員割れの施設が多いのであれば、満たしているという判断になるのでは。

事務局：実際には、事業所のエリアには縛りがなく、古賀市民の方が福津市や近隣自治体の事業所を利用される場合も多く、またその逆もあるので、「古賀市民の利用量＝古賀市内事業所の定員数」とはなっていない。

会長：そこは県が判断するのか。

事務局：そうである。

委員：では、古賀市民の利用ニーズとしてこれくらいという見込量ということでしょうか。

事務局：そうである。

委員：計画相談については、実際に計画相談をしている職員に尋ねてみたところ、これくらいだろうとのことだった。精神の方がどれくらい増えるかによるというのが現場

の意見であった。身体が減って、知的が横ばい、精神が増えていくだろうと思うので、その伸び具合によると思う。

委員：参考までに、社協でも、訪問系の「同行援護」のサービス提供をしているが、コロナの影響で外出控えがあり、利用は1／3くらいに減っている。今の状況を考えると、今後の見込みが少し多いかと考える。コロナがいつ終息するかわからないという問題もあるが。また、手帳取得者の今後の見込みも勘案して、サービス量の見込みを考えるといいのかと思った。

会長：年齢層なども考える必要があるかもしれない。

委員：古賀特別支援学校の高等部の生徒さんの卒業後の進路について、2019年度において一番多かったのが、就労継続支援B型であった。次が自立訓練、あとは、生活介護、一般就職、就労移行支援で、A型の利用が一番少なかった。この見込のA型の増は、精神の方で一般就労されていた方が、まずはA型から、というところを反映しているのかなとは思いますが、新卒の子で考えると、一般企業が難しい場合は、B型や生活介護を希望されているという印象。そのあたりも特別支援学校に聞いたら参考になるかもしれない。

会長：特別支援学校においては、A型よりもB型が多いということか。

事務局：今回の見込みでも、A型よりもB型の方が増加率は高く見込んでいるところではある。

会長：他にないか。

障がい児の入所支援はゼロだが、これも利用希望がないということか。事業所は古賀市内にあるのか。

事務局：利用希望はゼロであった。事業所の有無は、確認する。

会長：計画相談の伸びはこれくらいでいいとのことだったか。

委員：ここまで伸びるかな、という感じもあったが、これだけ見込んでいれば十分であると思う。

会長：放課後デイサービスの伸びが大きい。

事務局：放課後デイサービスは各種サービスの中でも伸びが大きい。平成25年度にサービスが開始されたと記憶しているが、数年大変な勢いで利用が増加し、最近、増加



率はやや鈍化しているもののやはり増加の一途である。

委員：サービスの増加にも流行りがあるように思う。一時期はB型が増えたりしていて、今は放課後デイサービスの増加がすごい。障がい児が受けるサービスと考えると、障がい児がこんなに増えるだろうかと思う。今は、特別支援学校の帰りの送迎のバスには誰も乗っていないくらい、みんな放課後等デイサービスを利用しているが、またB型が下火になったように、放課後等デイサービスの事業所も減ってくることもあるのではと思う。子どもの数の伸びからしても、こんなに伸びるものか。

会長：基本計画10ページの手帳所有の障がい児の数から考えてどうか。

事務局：子どもの数の伸びに対してと考えると、確かに伸びが大きいですが、過去ずっとこのペースで増加してきており、3年という短いスパンで考えると、やはりまだこれくらい伸びるのではないかと考えている。発達が気になるなと思ったら、早期に療育を始めるような流れがあり、障がい児については、手帳を取らなくても、医師が「療育を受けることで効果があると思われる」という診断書があれば、サービスを受けられるようになっているので、診断書を取ってサービスを受け始める方も多いという印象を持っている。

会長：すると、障がい児のサービスについては、手帳所持者数だけでは判断できないということか。発達障がいであるとか、手帳を持っていない児童の利用も相当あるということか。

事務局：そうである。

会長：放課後等デイサービスの古賀市の定数は何名か。

事務局：放課後等デイサービスの定員は、10人であるところが多い。そして、事業所が今市内に10か所ある。定員については、1日の利用人数となっているので、ある子は月・水・金使う、ある子は火・木使う、という利用になり、その組み合わせで1日の定員が10人となるようになるので、1事業所10人しか受け入れていないわけではない。

会長：日数は週3日なのか。

事務局：標準の利用量としては、週の半分ということで3日、月15日ということにしている。

会長：他にないか。

数の見込みがゼロのところについては、提供できる事業所がなくてゼロであることと、利用希望がなくてゼロであるのでは意味合いが違うのではないかと、という意見、同行支援については、伸びが大きすぎるのではないかと、という意見、A型がこんなに増えるか、というご意見、ここの判断については特別支援学校の卒業生の進路の数字も参考になるのではないかとというご意見があった。

ただ、この数字は、年度ごとの検証のときに、利用状況をみながら微調整もできるかと思うが、その考えでいいか。

事務局：県の計画との兼ね合いもあるかと思うので、県に確認する。

会長：社協で問題になっているサービス等はないか。

委員：問題ということではないが、地域ごとの福祉会が公民館等で行っているサロン活動の回数が激減している。最近になってようやく少し開催されるようになったところ。地域福祉活動用に貸出している40人乗りの大型バスも、12月まで貸出をストップしていた。1月からやっと30分圏内で貸出をスタートする。地域福祉については、そういう状況である。

会長：他にないか。

委員：最終的な段階での話になるかとは思うが、当事者にもわかってもらうために、ルビを振る、文字の書体をユニバーサルデザインにする、音声コードをつけるなどの検討も、可能な範囲でということになるかとは思うが、必要だと思う。ダイジェスト版を作成するのであれば、それをわかりやすくするということでもいいかと思う。

委員：計画も大事であるが、部長にひとつお尋ねしたい。今後、障がい者のための専門職を置く考えはないか。職員が数年で異動するが、次の職員へ教えることができず、障がい者のことを全然理解できていない状況となっているとの声を聴いている。

事務局：行政としては、若い職員の育成という視点で、基本的にはいろいろな部署を経験してもらうことを基本としており、一部、保健師やケアマネ、栄養士等の専門職として雇用された者は、同じ業務に従事しているところ。市として障害者福祉係についてもそういう職員が必要との判断になれば、専門職を置くこともあるかと思うが、今のところそこまでの判断には至っていない。異動してきた職員が十分対応できていないということについては、反省すべきで、異動してきた職員であっても行政職員であれば市民の方に寄り添って対応するということは当然と思うので、至っていない職員があれば、今後指導していきたい。

会長：県や他自治体で、障がい福祉部署に専門職を置いている事例はあるのか。

委員：専門職の事例はわからないが、よそは、10年とか長い間いて、その間に次の職員にバトンタッチしている。古賀市は、3～4年で異動してしまう。

会長：相談する側からすれば、専門の方がいれば安心して相談できるだろうということはある。サービスの質はあがるのではないか。専門職を置く考えはないのか。

事務局：委員のお話を伺ったところ、経験の長い職員を、ということかと思う。県でも市でも、自治体ごとに職員の育成計画はあり、例えば税に関する部署の職員は、しばらくそこを中心に異動させるといった考えなどもあるかと思う。古賀市では、基本的に係員クラスの職員は、5年以内で異動させる方針。福祉部署ではあまりないが、建設土木部署にあまり長く職員をおくと、業者との癒着など、弊害も懸念される。どこかの部署の職員を動かせば、他部署も動かさなければならなくなり、全体で見ると難しくなるが、いずれにしろ、職員がきちんと対応できるように育成していく必要はあると思う。

会長：そういった側面と、一方で、キャリアを積んだ事務職員を作っていくということ、両方が必要だろうと思うところ。大学でも事務職員の異動は多いが、専門性を高めていくのは必要かと思う。事務職員のキャリアデザインを作っていくという考え方は必要。

委員：計画を作っても、実行する頃に異動となると意味がない。

会長：事務職員のキャリアデザインは必要かと思うところ。  
ダイジェスト版について、作る予定はあるか。

事務局：ある。

会長：計画本編も、文字を大きくするなどしてあると思うが、これにさらにルビをふるとボリュームが出すぎるかと思う。ダイジェスト版にルビをふるのは可能か。

事務局：可能である。その方向で進める。

会長：ダイジェスト版は、ルビを付け、できるだけ平易な言葉で書いてほしい。

委員：福祉教育における目安としては、小学生・中学生が読んで、こういうことが書いてあるなど、ビジョンがわかってもらえる感じであればいいのではないかと思う。この世代が、次期計画を作成するころには大人になっており、次につながっていく。

会長：ダイジェスト版の構想はあるか。

事務局：まだ、ない。

会長：本編が少し難しいので、ダイジェスト版は平易な内容でお願いしたい。  
他にないか。ではこれで、終了する。事務局から何かあればお願いする。

事務局：前回会議で、学校での人権教育はどのようにされているのかというご質問があったかと思うので報告する。教育委員会に確認したところ、古賀市では「いのちのノート」という人権学習の副読本を市独自で作成しており、要学校低学年・中学年・高学年・中学生の4種類にわけて、それぞれの学齢に応じて9年かけて段階的に学習していけるようにしているとのことで、そのなかで、障がいについても触れられており、バリアフリーとか思いやりについてもテーマとして学んでいるとのことだった。

会長：古賀市だけの取組か。

事務局：古賀市しか取り組んでいないものかは不明だが、副読本は古賀市独自で作成したものとのこと。道徳の授業で使用したり、それ以外でも使用することがあるとのことだった。

山崎会長：了解した。それでは、これで終了する。